



① マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになります！

令和5年2月6日から、転出届について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になります。このサービスを利用する方は、転出にあたり坂町への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1502

① 猪等被害防除施設設置事業補助金について

坂町では猪等から農林産物を守るための施設を設置する方に、経費の一部を補助しています。

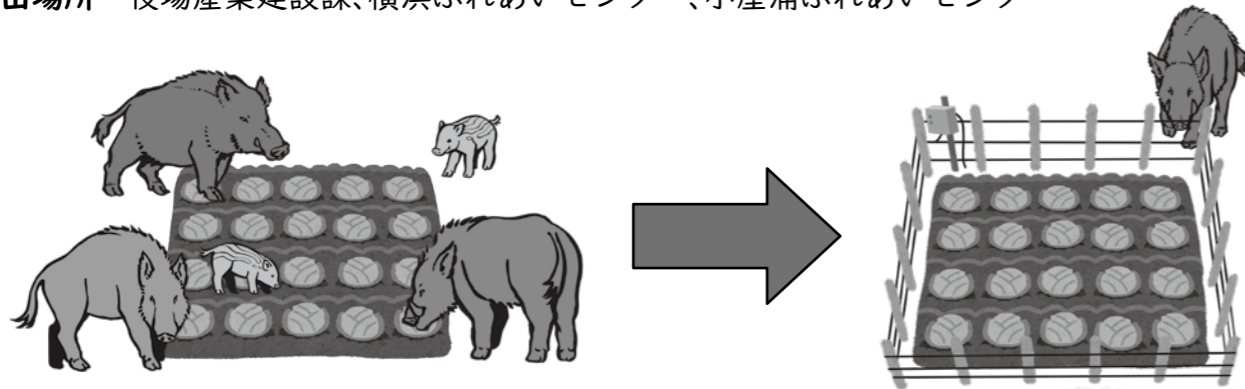
対象 農地の所有者または相続権のある方。(農地は、登記地目が田または畑であること)

補助率 2分の1(上限額 15,000円)

申請期限 3月31日(金)

必要なもの 印鑑、資材に係る領収書、位置図、公図

提出場所 役場産業建設課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター



問合せ 役場産業建設課 ☎820-1536

① ムラサキ麦作りのお知らせ

坂町内で、昭和20～30年代に生産されていたムラサキ麦を、初夏に収穫するため、昨年12月に上条地区内の圃場で種まきを行いました。冬季には、麦の茎葉を上から踏みつける「麦踏み」という作業を2～3回行います。収穫したムラサキ麦は、「芸州坂うどん」等の原材料の一部に使われます。

収穫時期には、かつて坂町の畑を彩った紫色の風景が見られます。

麦づくりの見学などもできますので、興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

※作業日は天候により変動しますのでご了承ください。

問合せ 役場産業建設課 ☎820-1536



▲1月上旬のムラサキ麦の生育状況



① お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



① 坂町漁業協同組合 水産まつり チャリティバザールについて

坂町で水揚げされた、とれたての広島かきの販売が行われます。

皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

とき 2月19日(日) 9時～完売まで

ところ パルティ・フジ坂

※感染症対策のため、かき料理のチャリティ販売はありません。

問合せ 坂町漁業協同組合 ☎885-0009

マスクの着用や手指の消毒など、感染症対策をお願いします。



① G7広島サミットについて ～令和5年5月19日～21日 広島市で開催～

G7サミットは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ(議長国順)の7カ国の首脳などが参加する国際会議です。自由、民主主義、人権など、基本的価値を共有するG7首脳が一つのテーブルを囲み、さまざまな地球規模の課題について、意見交換を行います。

広島から力強い平和のメッセージを発信し、核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運を高める取組を行うとともに、広島の魅力を世界に発信することで、今後、国内外から広島を訪れる方が増えることが期待されます。

① 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ ～一時金を受け取ることができます～

一時金の金額 一律320万円

対象 以下の①または②に該当する方で、現在生存されている方

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます。)

②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。)

請求手続き お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください。(郵送による提出も可能です。)請求書や添付書類の様式は、厚生労働省の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求期限 令和6年4月23日

受付
相談窓口

広島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口(平日8時30分～17時15分)
☎227-1040(専用) FAX 502-3674 ✉fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp

厚生労働省旧優生保護法一時金相談窓口(平日10時～18時)
☎03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 ✉ichijikin@mhlw.go.jp